

第 3 回 人 間 講 座

人権訴訟の意義

「誰一人取り残さない」 社会の実現を目指して

「法」によって救済されない人々を救出して「法の中」に取り込んでいくのが人権訴訟です。日本においては、欧米諸国に比べ、人権訴訟が活発ではないと言われています。しかし、近年、実際の裁判例として、最高裁判所の「性別変更要件の生殖機能喪失規定」違憲判決（2023年）、「女性の再婚禁止期間規定」違憲判決（2015年）などにみられるように、「法」の外に置かれていた人々に光をあてるような事例もあります。こうした新しい流れを踏まえた上で、人権訴訟の意義と役割を考察します。

開催日

2024年

9/26 木

17:00-18:30 (開場16:45)

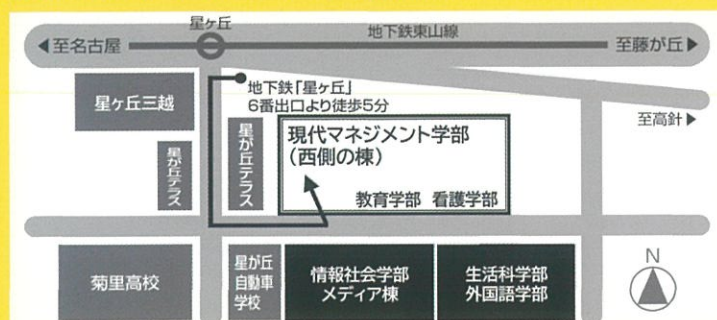
参加費
無料

先着150名

事前申込制
9/24(火)締切

会 場

椋山女学園大学 星が丘キャンパス
現代マネジメント学部棟



※公共交通機関をご利用ください。

講 師



仲尾 育哉

椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授、弁護士。専門は国際人権法。国際人権条約の国内裁判所における適用について研究するとともに、弁護士として人権訴訟に関わっている。

お申込み

QRコード、または
椋山女学園大学Webサイトの
イベント一覧からお願いします。



お問合せ先

学校法人椋山女学園 企画広報部企画課
TEL : 052(781)4346
E-mail : ningen@sugiyama-u.ac.jp